

**水上村における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画**

平成28年3月

熊本県水上村

水上村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

水上村長

水上村議会議長

水上村教育委員会

水上村農業委員会

水上村選挙管理委員会

水上村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、水上村長、水上村議会議長、水上村教育委員会、水上村農業委員会、水上村選挙管理委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課において、関係各課等と連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について実施する。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、水上村議会事務局、水上村教育委員会、水上村農業委員会、水上村選挙管理委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、水上村議会事務局、水上村教育委員会、水上村農業委員会、水上村選挙管理委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 村長部局

- ・平成33年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上にする。
- ・平成33年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成27年3月～平成28年2月(1年分)の実績月当たり5.5時間から1割程度縮減し、月5時間以下にする。
- ・平成33年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成27年の実績5.4日より1.5割以上引き上げ、8日以上にする。
- ・平成33年度までに、年次休暇を20%以上取得する職員の割合を平成27年の実績2.8割を4割以上にする。

(2) 水上村議会事務局 (略)

(3) 水上村教育委員会 (略)

(4) 水上村農業委員会 (略)

(5) 水上村選挙管理委員会 (略)

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、水上村長、水上村議会議長、水上村教育委員会、水上村農業委員会、水上村選挙管理委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、それぞれの課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 村長部局

1 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇の制度について周知徹底を図ります。
- ② 各種制度への理解を深め、職場において妊娠している人や子どもを育てている人が各種制度を利用しやすい雰囲気を作ります。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて環境の改善や業務分担の見直しを行います。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、超過勤務を原則命じないこととします。

2 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にするとともに、出産後の配偶者を支援するため、子どもの出生時に配偶者出産休暇の取得を推進、周知徹底を図ります。

また、そのような休暇を取得することについて、職場のサポートが必要となりますので、職員全体で理解を深め、男性が出産・育児関連の休暇を取得しやすい雰囲気を作ります。

3 育児休業等を取得しやすい環境の整備

① 育児休業制度等の周知

ア 育児休業制度等の周知を図り、職場の意識改革を推進します。特に男性も育児休業を取得できることについての周知を徹底し、父親が子育ての喜びや責任を認識できるよう、積極的に育児休業の取得を働きかけます。

イ 育児休業の取得手続きや経済的な支援等について情報提供します。

ウ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度、手続きについて説明を行います。

② 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

ア 育児休業中の職員に対して、電話や通知等を通じて、情報提供を行います。

イ 育児休業から復帰した職員は、子どもの急な発熱などにも対応する必要があり、仕事と子育ての両立のため職場全体でサポートを行います。

③ 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

ア 育児休業中の女性職員に対する円滑な職場復帰やキャリア形成の支援を行います。

4 超過勤務の縮減

① 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化について、業務量そのものの見直し、事務処理体制の見直しによる適正な人員配置及び年間を通じた業務量の平準化による更なる取組を推進します。

② 超過勤務縮減のための意識啓発等

超過勤務縮減のための取組の重要性について、管理職をはじめとする職員全体で更に認識を深めるとともに、安易に超過勤務が行われないよう意識啓発等の取組を行います。

③ 勤務時間管理の徹底等

職員の勤務状況を的確に把握し、勤務時間管理の徹底を図ります。

④ 週休日又は休日にやむを得ず勤務を命令する場合は、週休日の振替又は代休日の指定等を行い、職員の休日等の確保を図ります。

5 休暇の取得促進

① 年次休暇の取得促進

ア 課長会議等の場において、職員の計画的な休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行います。

イ 安心して休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備します。

② 行事等への参加のための年次休暇の取得促進

ア 子どもの学校行事等における年次休暇の取得を促進します。

イ 家族とのふれあいのため、その職員やその家族の誕生日や結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得を促進します。

6 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

職場を優先するような環境や固定的な性別役割分担意識の是正について、情報提供や研修を通じて意識啓発を行います。

7 子育てバリアフリー

① 子どもの連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切丁寧な対応を更に推進していきます。

② 庁舎や施設利用者の実情を勘案し、特に乳幼児にとって危険な箇所を点検し、必要に応じて改善を図ります。

8 子ども・子育てに関する地域貢献活動

① 子どもの体験活動等の支援

子ども・子育てに関する地域活動に職員の積極的な参加を支援します。

② 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

「子どもを交通事故から守る。」という観点から、これまで同様に交通事故防止について取り組んでいきます。

③ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への職員の積極的な参加を支援します。

9 学習機会の提供等による家庭教育力の向上

職員に対し、家庭教育に関する講座、講演会等の開催情報を提供し、家庭教育への理解と参画の促進を図ります。

(2) 水上村議会事務局 (略)

(3) 水上村教育委員会 (略)

(4) 水上村農業委員会 (略)

(5) 水上村選挙管理委員会 (略)

5. おわりに

子どもは社会の希望であり、未来の力、宝です。

この行動計画は、職員が仕事と子育て・家庭生活を両立できるような環境づくりを推進し、健やかな次世代の育成を支援し、更に、女性職員の活躍の推進に向けた取組を支援するために策定したものです。

この行動計画が着実に実施されるためには、男性も女性も、子どものいる人もいない人も、

子どもが健やかに生まれ育てられることの大切さを認識することが必要となります。

職員一人ひとりが次世代育成を自分自身に関わることとして捉え、仕事も子育てもみんな
で応援できる職場風土づくりに取組み「出産・子育てに理解のある働きやすい職場」を実現
していくことができるものと期待します。